

第 4 号議案

令和 6 年度京都府指定等文化財の指定等について

京都府教育委員会基本規則第 17 条第 1 項第 13 号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 7 年 2 月 25 日

教育長 前川 明範

提出の理由

京都府文化財保護条例の規定に基づき、別表に掲げるとおり京都府指定文化財を指定等するために提出するものである。

令和6年度 京都府指定・登録文化財等答申件数

種 別		区 分	指 定	登 録	決 定	選 定	*1 (認定)	合 計	
指 定 ・ 登 録	有 形 文 化 財	建 造 物		1	—			1	
		美 術	絵 画	1	—				1
			彫 刻	1	—				1
			工 芸 品	—	—				
		工 芸 品	書 跡 ・ 典 籍	1	—				1
			古 文 書	—	—				—
			考 古 資 料	1	—				1
			歴 史 資 料	—	—				—
		小 計		4	—				4
	無 形 文 化 財		—	—				—	
	有 形 民 俗 文 化 財		—	—				—	
	無 形 民 俗 文 化 財	風 俗 ・ 慣 習	—	—				—	
		民 俗 芸 能	—	—				—	
		小 計	—	—				—	
	記 念 物	史 跡	—	—				—	
名 勝		1	—				1		
天 然 記 念 物		—	—				—		
天然記念物及び名勝		—	—				—		
小 計		1	—				1		
決 定	文 化 財 環 境 保 全 地 区				—		—		
選 定	選 定 保 存 技 術					—	—		
	文 化 的 景 観					—	—		
総 合 計			6	—	—	—	6		

*1 「認定」とは、指定無形文化財の保持者の認定数であり、全体件数の外数である。

別表

(1) 有形文化財（建造物） 1件

番号	区分	名称及び員数	構造及び形式	所有者	所在の場所	年代
①	指定	<small>うめのみやたいしゃ</small> 梅宮大社 9棟 本殿 摂社若宮社本殿 摂社護王社本殿 幣殿 東廻廊 西廻廊 拝殿 楼門 東門	三間社流造、檜皮葺 一間社流造、檜皮葺 一間社春日造、檜皮葺 桁行三間、梁行一間、一重、唐破風造、妻入、檜皮葺 桁行三間、梁行一間、一重、切妻造、西端幣殿に接続、檜皮葺 桁行三間、梁行一間、一重、切妻造、東端幣殿に接続、檜皮葺 桁行三間、梁行三間、一重、入母屋造、妻入、銅板葺 三間一戸楼門、入母屋造、本瓦葺 四脚門、切妻造、檜皮葺	宗教法人 梅宮大社	京都市右京区梅津フケノ川町	江戸時代

(2) 有形文化財（美術工芸品） 4件

番号	区別	種別	名称及び員数	所有者	製作年代
②	指定	絵画	<small>しほんちゃくしよくこいでよしまさおよびふじんぞう</small> 紙本著色小出吉政及夫人像 2幅 <small>そのべはんこいでしれきだいはんしゅおよびふじんぞう</small> 園部藩小出氏歴代藩主及夫人像 15幅	南丹市	各江戸時代
③	"	彫刻	<small>すいしょうほうがんいりもくぞうあみだによらいりゅうぞう</small> 水晶宝龕入木造阿弥陀如来立像 1軀 <small>はこ</small> 附箱 1合	宗教法人 醍醐寺	鎌倉時代
④	"	書跡・典籍	<small>ぜんぞうぜんせいせんじもんしゅてん</small> 全蔵漸請千字文朱点 23冊 <small>かいざんおしょうりょうごんこうだんいつけんしよ</small> 附開山和尚楞嚴講談一件書 1冊 <small>くしましなののみみちきよしよじょう</small> 久留島信濃守通清書状 1通 <small>ばいようどうかんけいしりょう</small> 貝葉堂関係資料 70点	宗教法人 宝蔵院	江戸～昭和時代

(次ページに続く)

⑤	"	考古 資料	とりいまえこふんしゆつどひん 鳥居前古墳出土品	大山崎町	古墳時代
			一、画文帯環状乳神獸鏡 2片 一、玉類 翡翠勾玉 3箇 碧玉管玉 15箇 一、武具類 甲 39片 巴形銅器 8箇 一、刀劍類 鉄刀（大刀） 1口 鉄刀（短刀） 23口 鉄劍（長劍） 2口 鉄劍（短劍） 21口 一、鍬類 鉄鍬 23箇 一、農工具類 方形鍬鋤先 3挺 鉄鎌 1挺 鉄手鎌 1挺 鉄鑿 8挺 鉄鉈 10挺 鉄鑿又は鉈 5挺 鉄刀子 11口 鉄針（集合） 2箇 鉄針（単体） 9本 一、用途不明鉄製品残欠 4点		

(3) 名勝 1件

番号	区別	種別	名称	所有者	所有者の住所	所在地
⑥	指定	名勝	みょうきあん 妙喜庵 ていえん 庭園	宗教法人 妙喜庵	乙訓郡大山崎町字大山 崎小字竜光56番地	乙訓郡大山崎町字大山崎小 字竜光56番地の一部 実測333.85㎡

(1) 有形文化財（建造物） 1件

① 梅宮大社 9棟

梅宮大社は松尾橋上流の桂川東岸に所在する式内社である。橘氏の氏神と伝わり、相殿に橘清友・橘嘉智子（檀林皇后）・嵯峨天皇・仁明天皇、摂社若宮社本殿に橘諸兄を祀る。安産の守護神としても知られる。

中世に火災で焼失し、慶長9年（1604）に再造営されるも、元禄13年（1700）に火災に遭い修復・再建された。同年建立の規模の大きい三間社流造の本殿を中心に、前方に幣殿・東西回廊を置いて神域を区画し、舞殿形式の妻入拝殿、楼門などを配置する。このような配置は、京都市内でも一部の神社にのみ見られる構成で、元禄期の絵図に描かれる社殿配置と形式を踏襲している。近世の社殿建築配置を今日まで保つ歴史的価値のある建物群である。



① 梅宮大社 本殿
(京都市右京区 梅宮大社)

(2) 有形文化財（美術工芸品） 4件

(絵画)

② 紙本著色小出吉政及夫人像 2幅 園部藩小出氏歴代藩主及夫人像 15幅

近年まで園部藩小出家の菩提寺である徳雲寺（南丹市）に伝来した肖像画群である。初代藩主・小出吉親の父母にあたる吉政とその夫人の肖像画から第7代藩主・英篤と同夫人までの各藩主と夫人の肖像画、第9代藩主・英教の肖像画が伝わる。

吉政及び夫人像は画面上部に大徳寺第153世を務めた沢庵宗彭の賛を有す。続く初代・吉親像及び夫人像は江戸初期の狩野派を牽引した狩野探幽の落款を有し、上部には大徳寺第196世を務めた伝外宗左の賛を有す。以下の肖像画群も、これを先例として、そのほとんどが狩野派有力絵師の絵に江戸における小出氏の菩提寺である臨済宗大徳寺派・広徳寺の住職の着賛を伴う形で制作される。

園部藩の歴史を示す史料価値としてだけでなく、各時代の狩野派の肖像画を示す美術史的側面や江戸時代の藩主像制作という文化事象を考える上でも貴重である。



② 絹本著色小出吉親像 狩野探幽筆
園部藩小出氏歴代藩主及夫人像の内
(南丹市)

(彫刻)

③水晶宝龕入木造阿弥陀如来立像 1 軀

附 箱 1 合

蓮華座から立ち上がった蓮茎の上に、水晶で蓮のつぼみをかたどった宝龕を乗せ、内部にわずか 5.5 cm の阿弥陀如来立像を入れた珍しい作品である。蓮茎は 5 本の木軸の外に銅筒を嵌める構造で、木軸の上端が水晶底面の開口部の縁にくいこむことで、容易には解体できない非常に巧妙な仕組みである。近年までほとんど解体されたことがなかったようで、保存状態は極めて良好である。

箱に記された墨書から、大永 8 年 (1528) まで上醍醐清瀧宮の御正体と同じ箱に入れられていたことが知られる。着衣形式の特徴などから、快慶周辺の初期慶派仏師によって制作された可能性がある。鎌倉時代初期に遡る類例のない仏教工芸品として貴重なものである。



③水晶宝龕入木造阿弥陀如来立像
(京都市伏見区 醍醐寺)

(書跡・典籍)

④全蔵漸請千字文朱点 23 冊

附 開山和尚楞嚴講談一件書 1 冊

く り しましなののかみちきよしよじょう
久留島信濃守通清書状 1 通

ばいようどうかんけいしりょう
貝葉堂関係資料 70 点

黄檗宗の僧鉄眼が刊行した『鉄眼版一切経』は、日本ではじめて広く流布した版本の一切経であるが、『全蔵漸請千字文朱点』23 冊は、その一切経の納入記録である。天和 4 年 (1684) から昭和 15 年 (1940) までの納入が記録され、納入先も全国各地に及んでいる。

『貝葉堂関係資料』は、一切経の装丁を担った貝葉堂 (現貝葉書院) に伝来した 70 点から成る資料群で、貝葉堂の運営や版木のメンテナンスに関する文書等が含まれる。両資料群から、日本の仏教に大きな影響を与えた『鉄眼版一切経』の出版について詳細に知ることができ、大変貴重である。



④全蔵漸請千字文朱点 : 上
貝葉堂関係資料 : 下
(宇治市 宝蔵院)

(考古資料)

⑤ 鳥居前古墳出土品

国史跡乙訓古墳群を構成する鳥居前古墳の出土品である。巴形銅器をはじめとして、銅鏡、玉類、武器類、刀剣類、鏃類、農工具類などの出土品は、古墳時代前期末に位置づけられる。武器・武器類が多く、装身具が比較的少ない点が特徴的で、司祭者から武人へ被葬者像が変化する過渡的な様相として評価できる。特に巴形銅器は、被葬者が朝鮮半島との通交に関わる性格を備えていたことを示す。

淀川流域における古墳時代の有力者の性格の変化や、外交への関与のあり方を考える上で重要な資料といえ、古墳時代の地域社会や政治史を考える上で高い学術的価値を有している。



⑤ 鳥居前古墳出土品 (大山崎町)

(3) 名勝 1件

⑥ 妙喜庵庭園

妙喜庵は、大山崎町小字竜光に位置する臨済宗東福寺派の禅刹で、明応年間(1492-1501)春嶽士芳による創建と伝わる。天正期に庵主であった功叔は、津田宗及を妙喜庵に招いている。

現在の妙喜庵庭園を構成する建造物には、室町末期頃の書院(重要文化財)、千利休の遺作と伝わる茶室・待庵(国宝)、明月堂、山門がある。庭園は、大別すると書院の西から南にかけての区域、書院・明月堂から待庵へ向かう露地の区域、明月堂の東庭の区域により構成されている。しかし各空間に明確な区分はなく、敷地全体に巡らされた園路や植栽・石造物などによって巧みにつながり、各区域の特徴を活かしつつ、調和のとれた庭園となっている。

こうした作定の特徴は、細やかな改変が加えられつつも、少なくとも待庵建築以後受け継がれてきたものと見られ、名勝として貴重な価値を有している。



⑥ 妙喜庵庭園 (乙訓郡大山崎町 妙喜庵)

京都府指定登録暫定登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存後術・文化的景観件数一覧（その1：指定・決定・選定 R7年3月31日見込み）

種別	有形文化財											無形文化財	有形民俗文化財	記念物						合計	文化財環境保全地区	（選定保存技術）	文化的景観（選定）	総計						
	建造物		美術工芸品											風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物						天然記念物勝跡	及史跡	小計			
	件数	棟（基）数	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	考古資料	歴史資料	小計																					
指定	S57	△13	△56	△2	△5	△1	△1	△5	△1	△1	△16	(認定6)	△8	△1	△1	△2	△3	△3	△1	△1	△0	△0	△5	△46	△0	(認定8)	△5	△0	△51	
	～H14	95	280	42	40	34	9	36	16	12	189	11	2	7	13	20	21	17	14	0	0	52	369	64	7	0	440			
	15	△1	△4	△1		△1	△1				△3									1			△0	△4				△4		
	16	3	8	1	1	1	2	2		1	△0	(認定1)	1			△0							△0	△0	1			△0		
	17	3	3	2	1	1					△0	(認定2)	△1			△0	1						△0	△1	1			△1		
	18	2	11	△1	1	2	1				△1					△0		1					△0	△1				△1		
	19	2	4	2	1		2				△0			1		△0							△0	△0	1			△0		
	20	1	4	1	1	△1			1	1	△1	(認定3)	△2			△0	1						△0	△3				△3		
	21	2	10	△1	1					1	△1					△0							△0	△1				△1		
	22	2	2	2	1	1			1		△0	(認定4)	△1			△0	1						△0	△1				△1		
	23	1	9	1	1				1		△0					△0							△0	△0				△0		
	24	4	6	1	1	1				1	△0	(認定1)	1			△0							△0	△0				△0		
	25	2	4	2	1				3		△0			1									△0					△0		
	26	3	4	1	1						2	(認定1)												5				1	6	
	27	2	3	2	1	1					4													6					6	
	28	2	6	3	1				1		5			1		1			2				2	10					10	
	29	8	10	3	1	1	1	1	11		18			1	1	1	1				1		2	30					30	
	30	3	5	3	3				1	3	10	(認定1)	1				2						2	16					16	
	1	1	2	1	1					1	3				1	1	1						1	6					6	
	2			1	1					1	3												0	3	1				4	
	3	△1	△1	2	2	1	1	1	1	1	8		1				1						1	△1					△1	
	4	1	1	2	1					2	5												0	6					6	
	5	2	2	2	2				1		5		1										0	8					8	
	6	△1	△1	1	1					1	4							1					1	6					6	
	合計	△16	△61	△5	△5	△3	△2	△5	△1	△1	△22	(認定16)	△12	△1	△1	△2	△3	△3	△1	△1	△0	△0	△5	△58	△0	(認定8)	△5	△0	(認定24)	△63
		145	395	81	66	46	19	52	41	14	315	22	4	11	13	24	29	21	16	1	0	66	581	69	7	10			667	

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
 (2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数（棟数）で内数である。
 (3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数（棟数）で内数である。
 (4) ▼印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の暫定登録が解除となった件数（棟数）で内数である。
 (5) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持（保存）団体の認定数（）は、件数に含めない。

京都府指定登録暫定登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存後術・文化的景観件数一覧 (その2:登録、合計 R7年3月31日見込み)

区分	種別	有形文化財											無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財					記念物	合計	(文化財環境保全地区)	(選定保存技術)	(文化的景観)	総合合計					
		建造物		美術工芸品											風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	名勝							天然記念物	及天然記念物	名勝	史跡	小計
		件数	棟数(基)	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古書	考古資料	歴史資料	小計																			
登録	S57 ～ H13 計	▲8 79	▲13 138	▲0 8	▲2 10	▲0 9	▲0 1	▲0 8	▲0 1	▲0 1	▲2 38	(認定0) 0	▲0 12	▲0 22	▲0 44	▲0 66	▲0 0	▲0 0	▲1 6	▲0 0	▲0 0	▲1 6	▲1 201	▲0 0	(認定0) 0	▲0 0	▲0 0	(認定0) 0	▲11 201	
	14		1	1							▲0 0				▲0 1								▲0 0	▲0 2					▲0 2	
	15		1	1							▲0 0			1		▲0 1								▲0 0	▲0 2					▲0 2
	16		1	1							▲0 0					▲0 0								▲0 0	▲0 1					▲0 1
	17		2	3							▲0 0					▲0 0								▲0 0	▲0 2					▲0 2
	18										▲0 0			1		▲0 1								▲0 0	▲0 1					▲0 1
	19		1	1							▲0 0					▲0 0								▲0 0	▲0 1					▲0 1
	20		1	1							▲0 0					▲0 0								▲0 0	▲0 1					▲0 1
	21										▲0 0				1	▲0 1		1						▲0 1	▲0 2					▲0 2
	22										▲0 0					▲0 0								▲0 0	▲0 0					▲0 0
	23		1	3							▲0 1					▲0 0		1						▲0 1	▲0 3					▲0 3
	24		1	2							▲0 0					▲0 0								▲0 1	▲0 1					▲0 1
	25		2	4		1					▲0 1														3					3
	H26 ～ R6		1	9							0													▲1 0						▲1 0
	H14 ～ R6計	▲1 12	▲9 26	▲0 0	▲0 1	▲0 0	▲0 0	▲0 0	▲0 0	▲0 1	▲0 2	(認定0) 0	▲0 0	▲0 2	▲0 2	▲0 4	▲0 0	▲0 1	▲0 1	▲0 0	▲0 0	▲0 0	▲0 2	▲1 19	▲0 0	(認定0) 0	▲0 0	▲0 0	(認定0) 0	▲1 19
	合計	▲9 91	▲22 164	▲0 8	▲2 11	▲0 9	▲0 1	▲0 8	▲0 1	▲0 2	▲2 40	(認定0) 0	▲0 12	▲0 24	▲0 46	▲0 70	▲0 0	▲0 1	▲1 7	▲0 0	▲0 0	▲0 0	▲1 8	▲12 220	▲0 0	(認定0) 0	▲0 0	▲0 0	(認定0) 0	▲12 220

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
 (2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (4) ▼印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の暫定登録が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (5) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都府指定登録暫定登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存後術・文化的景観件数一覧 (その3: 暫定登録 R7年3月31日見込み)

区分	種別	有形文化財											無形文化財	有形民俗文化財	記念物							合計	(文化財環境保全地区)	(選定保存技術)	(文化景観)	総合計			
		建造物		美術工芸品											風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然記念物	天然記念物勝						名勝	史跡	小計
		件数	棟数(基)	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古書文料	考古資料	歴史資料	小計																		
暫定登録	29	▼6	▼6	▼5			▼1	▼4			▼10										▼16				▼16				
		548	548	167	48		20	43	108	11	397	45			0	22	2				2	26	1016				1016		
	30	▼2	▼2	▼1							▼1					▼1						▼4				▼4			
		89	89	12	3		4	5	7	1	32	4				5	3					8	133				133		
	1			▼1	▼2			▼1	▼1		▼5											▼5				▼5			
		43	43	9	10	1		5	5		30					1	1					2	75				75		
	2			▼1				▼1	▼1		▼3					▼1						▼4				▼4			
		45	45	25	16			2	2		43					1						1	89				89		
	3																												
	14	14	11	16			3	2	1	33					1						1	48				48			
4			▼1				▼1			▼2											▼2				▼2				
	4	4	12	10			6	2		30					1						1	35				35			
5																													
	10	10	10	13		1	3	2		29												39				39			
6			▼17							▼17											▼17				▼17				
	0	0	16	8			8	2	2	36											36				36				
合計	▼8	▼8	▼21	▼7	▼0	▼0	▼4	▼6	▼0	▼21	▼0	▼0	▼0	▼0	▼2	▼0	▼0	▼0	▼0	▼2	▼31	▼0	▼0	▼0	▼48				
	753	753	262	124	1	25	73	130	15	630	0	49	0	0	31	6	0	0	2	39	1471	0	0	0	1471				
合計	△16	△61	△5	△5	△3	△2	△5	△1	△1	△22	(認定16)	△12	△1	△1	△2	△3	△3	△1	△1	△0	△5	(認定0)	(認定8)	(認定8)	△63				
	▲9	▲22	▲0	▲2	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲2	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲1	▲0	▲0	▲1	▲12	▲0	▲0	▲0	▲12				
	▼8	▼8	▼21	▼7	▼0	▼0	▼4	▼6	▼0	▼21	▼0	▼0	▼0	▼0	▼2	▼0	▼0	▼0	▼0	▼2	▼31	▼0	▼0	▼0	▼48				
	989	1312	351	201	56	45	133	172	31	985	22	65	35	59	94	60	28	23	1	2	113	2272	69	7	10	2358			

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
 (2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の登録が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (4) ▼印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の暫定登録が解除となった件数(棟数)で内数である。
 (5) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都府指定・登録文化財市町村別件数一覧

(令和7年3月31日見込み)

市 区 町 村 別	有形文化財															無 形 文 化 財	民俗文化財				記念物				指 定 登 録 小 計	文 化 財 環 境 保 全 地 区	選 定 保 存 技 術	文 化 的 景 観	合 計								
	建 造 物		美術工芸品										有 形	無 形	史 跡		名 勝	天 然 記 念 物	天 然 記 念 物 及 び 名 勝																		
			繪 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料	小 計																											
市町村	指 定 件 数	登 録 件 数	指 定 件 数	登 録 件 数	指 定 件 数	登 録 件 数	指 定 件 数	登 録 件 数	指 定 件 数	登 録 件 数	指 定 件 数	登 録 件 数	指 定 件 数	登 録 件 数	指 定 件 数	登 録 件 数	指 定 件 数	登 録 件 数	指 定 件 数	登 録 件 数																	
京都市	50	8	36	0	17	1	20	0	6	0	10	0	10	0	7	1	106	2	7		2	0	1	2	3	0	1	0	2	0	0	172	12	1	2	187	
向日市	2	1											1				1	0												4	1			1	6		
長岡京市	1	1	2		5						2	1					10	0							1		1			12	2	1			15		
大山崎町		1			1				1	1		2					5	0							1					6	1				7		
宇治市	11	3			3		1		1	2		3					10	0				1	2	4						28	3	2			33		
城陽市	2	2			1									1	1	1		1	1		2								3	5	4				12		
八幡市	5	2			3		2		1	2		1					9	0				1	1	1	1	1			17	3	2				22		
京田辺市	1	5	4		2	1				1	1	1					8	2						2					11	7	6				24		
木津川市	4	8	3	1	4	3	3	1		2		1		1			14	5			3	1	5	1			1		21	21	8				50		
久御山町	1											1					0	1					2						1	3					4		
井手町	1	1				1				1		1					2	1									1		4	2	2			1	9		
宇治田原町	1	3			1												1	0				1	1						3	4	2				9		
笠置町		2	1						1	1							3	0					1						3	3	1				7		
和束町	1	1	2		2												4	0			2	1				1		6	4	1			1	12			
精華町	1	1					1										1	0				2						4	1	2					7		
南山城村		2	1									1					1	1				1						2	3	1			1	7			
亀岡市	7	6	3		6		2	2			3				3		17	2			1	1	3		3	1		28	13	7				48			
南丹市	8	7	2		2		1	2		1	1	1					7	3				2	10	3			1	21	20	7				48			
京丹波町	1	5	2		3	1		1		2	2						9	2				1	3			1	12	10	2					24			
綾部市	7	7	1			1	2		1	1	1	1					6	2	2				3		1	1	17	12	5			1	35				
福知山市	5	4	6		1	1	2	2	2	4		3					18	3	1	1		2	6	3		2	32	13	5		2			52			
舞鶴市	8	3	3		2		2		1	3	2	1					12	2			1	11		2			22	17	3					42			
宮津市	6	1	4		6		2	1	2	6	1	3		1			24	2			3	1	2		3	1	35	8	1			1	45				
京丹後市	5	5	3	7	2		4			1	1	6	1	1			17	9				3	11	7		1	35	25	3			2		65			
伊根町		1	1						1	4							6	0				2	5				8	6						14			
与謝野町	2	2	2				1					2					5	0				1	3	4	2	2	16	5	3					24			
地域定めず																	0	0									5	0	5					5			
合計	130	82	76	8	61	9	43	9	17	1	47	8	40	1	13	2	297	38	10	0	3	12	21	70	26	0	20	1	15	6	1	523	209	69	2	10	813
	212		84		70		52		18		55		41		15		335	10		15		91		26		21	21					732					

重要文化財及び府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により府の指定・登録が解除、取消となった件数は除く。